

議案第15号

三田市福祉医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

三田市福祉医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市福祉医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 三田市福祉医療費の助成に関する条例(平成4年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「公的年金」を「公的年金等」に、「同条第4項」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項」に改める。

第3条第1項第2号及び付則第3項中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改める。

(三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成22年三田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号及び付則第4項中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改める。

(三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成29年三田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。